

	該当する欄に☑を入れる	事務所 太郎 ⑩ 生年月日 昭和 40 年 3 月 1 日
建築士の資格	一級建築士 ☑ 二級建築士 □ 木造建築士 □ なし □	登録番号 第 123456 号 登録を受けた都道府県（二級建築士又は木造建築士）
	該当するものを○で囲む	該当する欄に☑を入れる
学歴	年 月 日 昭和 ・ 平成 ・ 令和 60 年 3 月 31 日	学校名及び学科名 卒業・修了・中退の別 〇〇大学 工学部建築学科 卒 業 修 了 中 退
	期 間 年月～年月	勤 務 先 地 位 ・ 職 名
職歴	平成18年4月～現在	株式会社 〇〇建設 代表取締役
	平成15年4月～平成18年3月	肥後構造設計事務所 自営
	平成14年9月～平成15年3月	有限会社 △△工務店 現場監督
	平成14年1月～平成14年8月	求職中
	平成10年4月～平成13年12月	アルバイト
	昭和60年4月～平成10年3月	□□設計事務所 所員
	申請提出日までの略歴を漏れが無いように記載する （休職、自営等の期間も掲載する）	できるだけ具体的に記載
歴		

添付書類（ハ）

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合に人である場合における当該法人の役員）とします。

令和 年 月 日

誓約に承諾した年月日を記載

登録申請者の氏名又は名称
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

株式会社 ○○建設
代表取締役 事務所 太郎

印

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により押印は不要となっております併せて、法人・個人に限らず自署での署名は不要となりました。（印字での氏名・名称記載で結構です。なお、押印及び自署で署名された申請書も受付可能です）

指定事務所登録機関
一般社団法人 熊本県建築士事務所協会 会長 殿

誓約書の項目が12までであるか確認

記

1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者

5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）

6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）

8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者

11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）

12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

[記入注意]

1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。